

行政説明 ③

文部科学省 初等中等教育局
特別支援教育課長 丸山 洋司 氏

特別支援教育行政の現状と課題

1. 特別支援教育の現状
2. 平成29年度特別支援教育関係事業の予算額案について
3. 学習指導要領の改訂について
4. 高等学校における通級による指導の制度化について
5. 特別支援教育総合プロジェクトタスクフォースについて

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 特別支援教育の現状

2. 平成29年度特別支援教育関係事業の
予算額案について
3. 学習指導要領の改訂について
4. 高等学校における通級による指導の
制度化について
5. 特別支援教育総合プロジェクトタスク
フォースについて

特別支援教育について

- 障害のある子供については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。
- このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校(※1)や小・中学校の特別支援学級(※2)、通級による指導(※3)等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。
- 特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

(※1)特別支援学校

- ・ 障害の程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校。公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の標準は6人(重複障害の場合3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱を含む)。
⇒平成19年4月から、児童生徒等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換。

(※2)特別支援学級

- ・ 障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を標準(公立))。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。必要に応じて特別支援

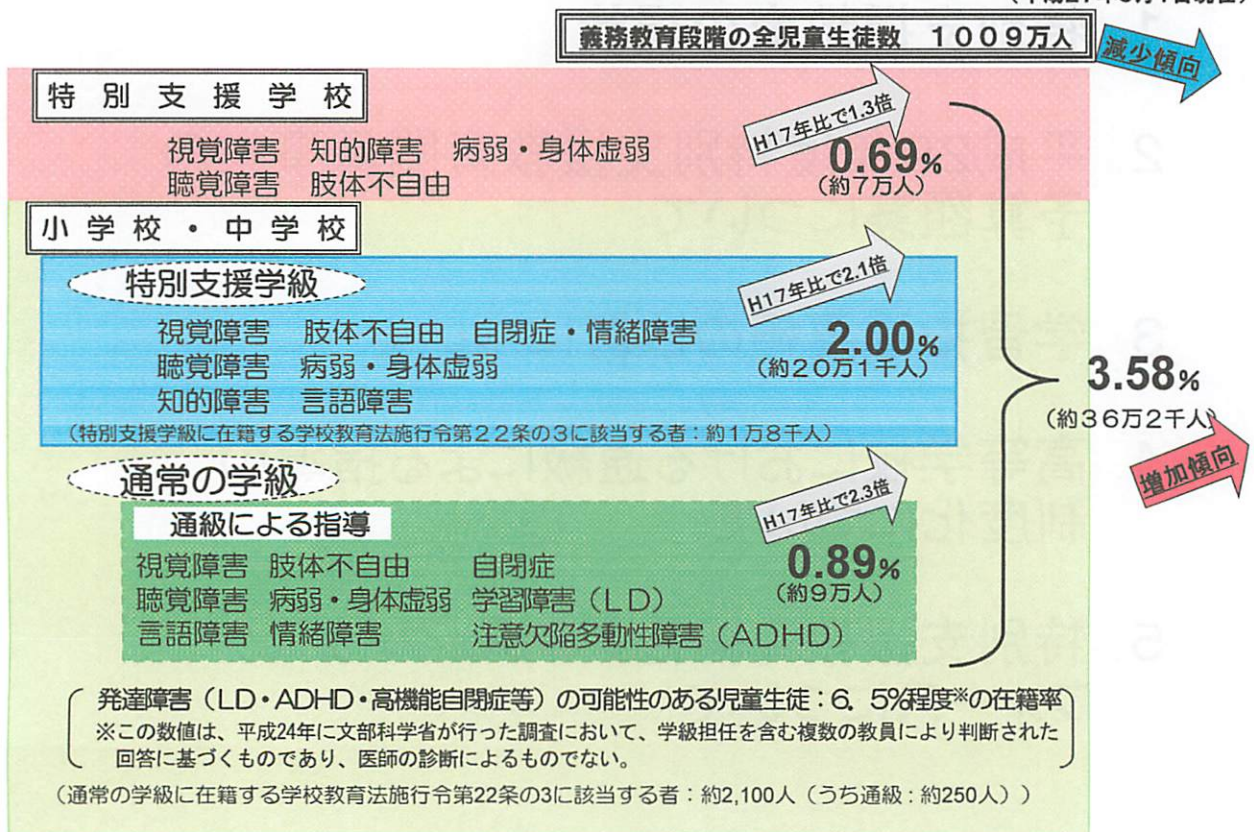
(※3)通級による指導

- ・ 小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業(主として各教科などの指導)を通常の学級で行いながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。対象とする障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

-2-

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成27年5月1日現在)

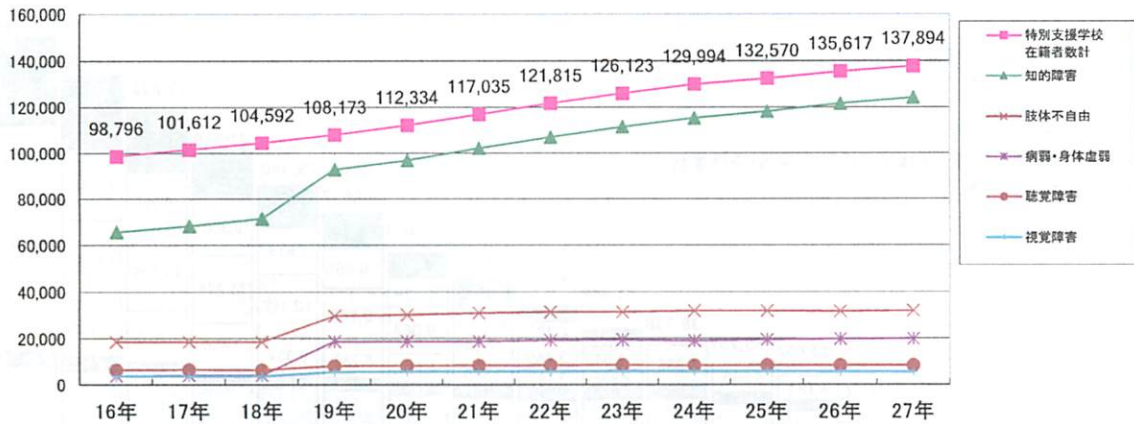


-3-

特別支援教育の現状 ～特別支援学校の現状(平成27年5月1日現在)～

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。

特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	83	118	745	345	145	1,114
在籍者数	5,716	8,625	124,146	32,089	20,050	137,894

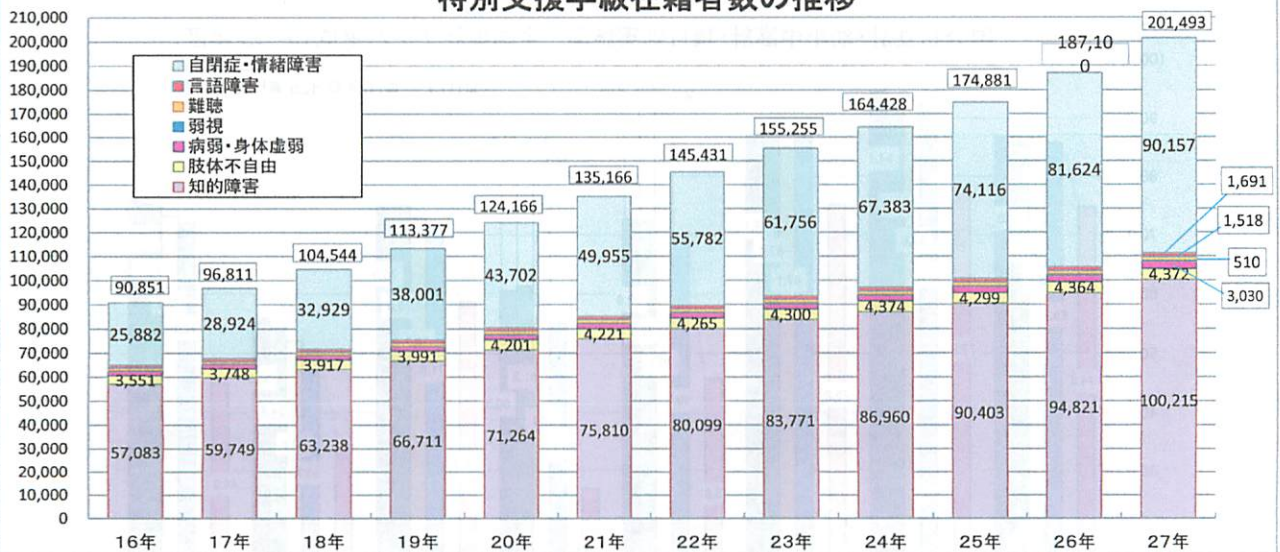
※注：在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種別以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種別に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注：学校数は、平成19年度より、複数の障害種別に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種別に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援教育の現状 ～特別支援学級の現状(平成27年5月1日現在)～

特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

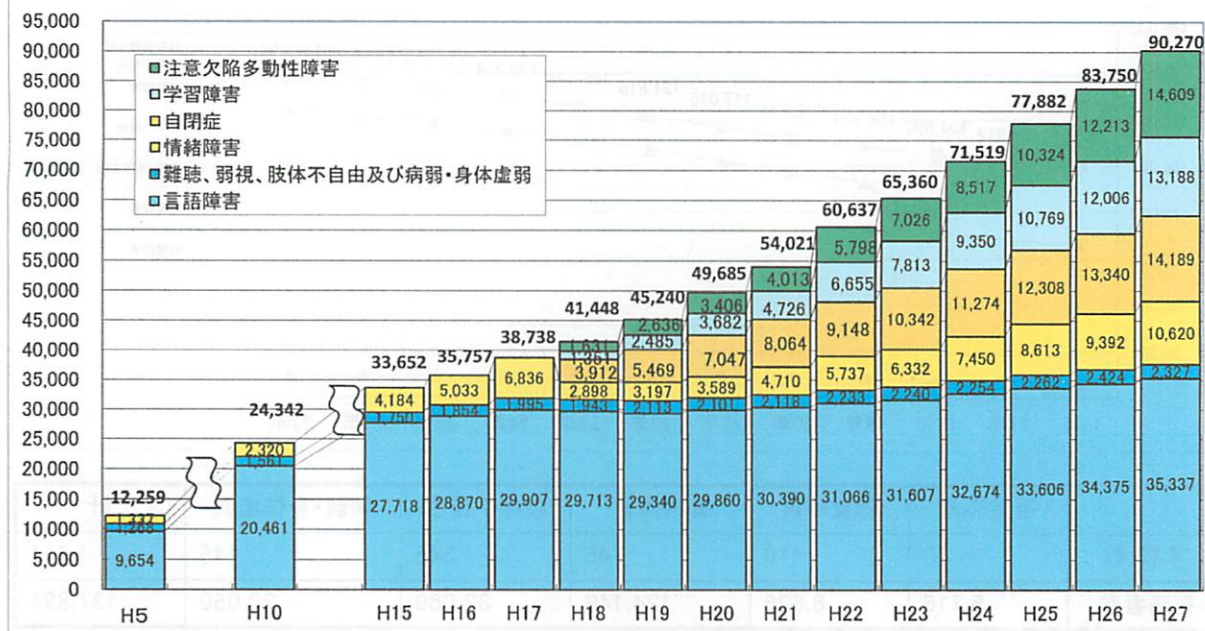
特別支援学級在籍者数の推移



	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	25,432	2,846	1,792	440	996	589	22,491	54,586
在籍者数	100,215	4,372	3,030	510	1,518	1,691	90,157	201,493

特別支援教育の現状 ～通級による指導の現状(平成27年5月1日現在)～

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

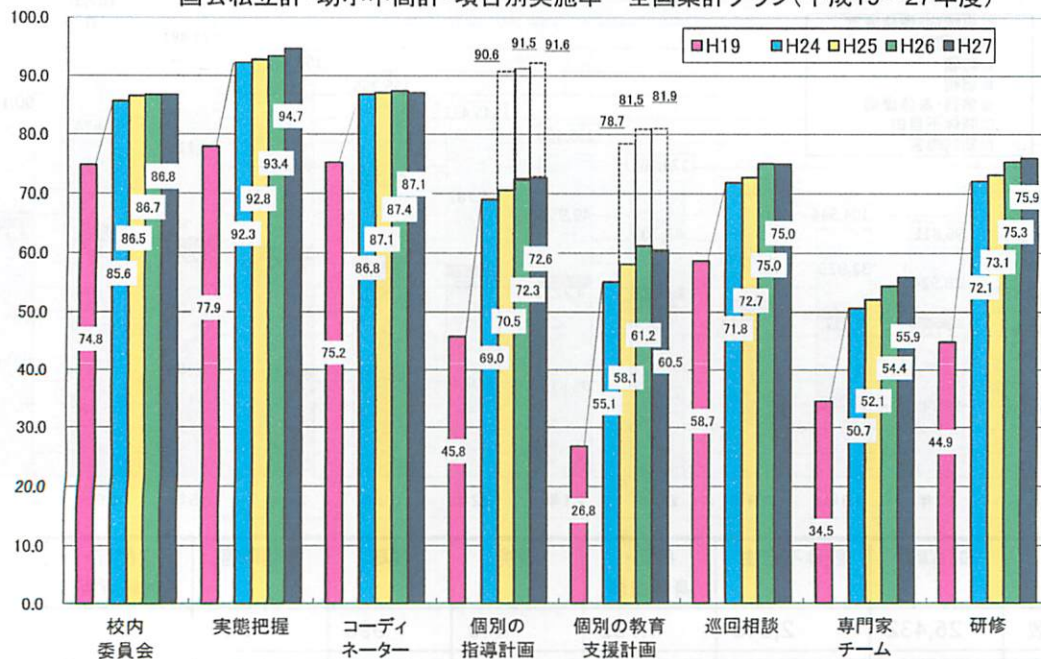
6

特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

(1) 幼稚園、小・中学校、高等学校の状況

- 全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

国公立立計・幼小中高計・項目別実施率—全国集計グラフ(平成19～27年度)



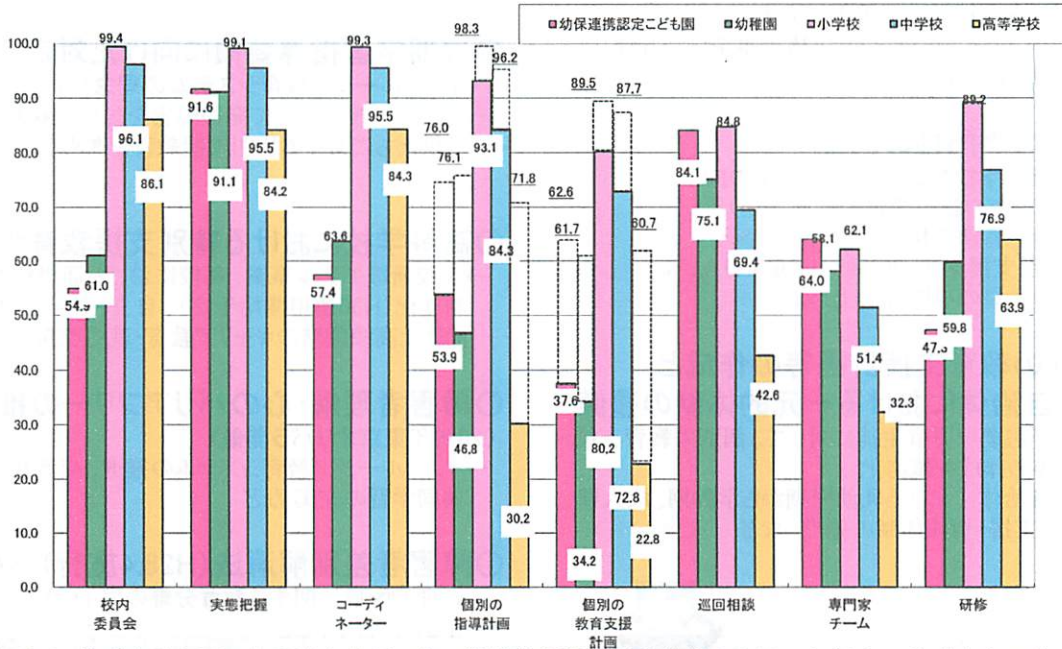
※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

7

特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

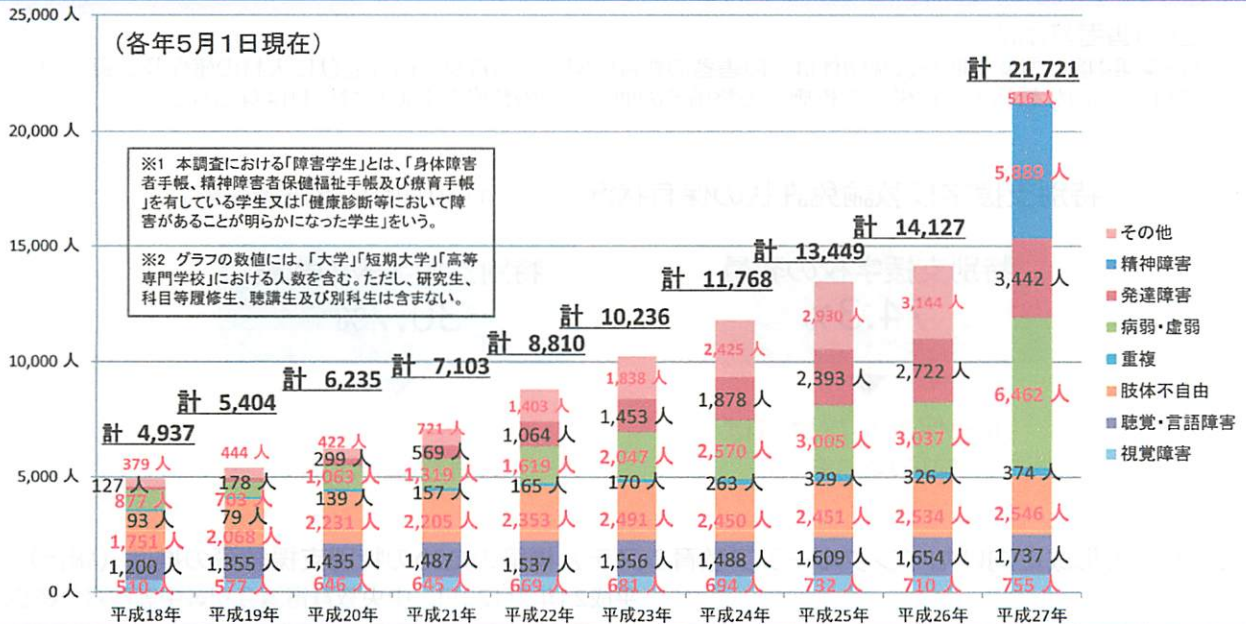
●小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校の体制整備は依然として課題である。

国公立計・幼小中高別・項目別実施率—全国集計グラフ(平成27年度)



※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

障害のある学生の在籍者数



○平成27年度調査では、障害のある学生数が増加しているが、理由としては次の要因が考えられる。
 ・これまで明記されていなかった障害・疾患名を具体的に例示するなどした結果、各大学等においてより精緻な確認が行われたこと。
 ・「障害者差別解消法」の施行(平成28年4月)前に、各大学等において障害のある学生の把握スキームを含む障害学生支援体制の整備が進んでいること。
 ○平成27年度調査では、次の項目において具体的な疾患名を例示することとした。
 ・「精神障害」: 「統合失調症等」、「気分障害」、「神経症性障害等」、「摂食障害・睡眠障害等」、「他の精神障害」(高次脳機能障害、依存症候群、人格障害、トゥレット症候群、性別違和、緘黙症、知的障害、診断名が確定していない抑うつ状態等) ※昨年度までは、「その他」(精神疾患、精神障害等)に分類していたが、項目を独立。
 ・「病弱・虚弱」: 「内部障害等」(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等の疾患状態が継続して医療又は生活規制を必要とするもの)及び「他の慢性疾患」(てんかん、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アナフィラキシー等、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするもの等)
 ・「その他の障害」: 多汗症、原因の特定できない過敏性腸症候群、頻尿等

特別支援教育の課題

○校内支援体制の整備

(インクルーシブ教育システム構築に向けた多様な学びの場)

- 通級指導担当教員及び特別支援コーディネーター定数の充実、医療的ケアのための看護師及び特別支援教育支援員の配置等の充実
- インクルーシブ教育システム構築事業ほか各種事業の実施 など

○教員の専門性の向上

→特別支援学校教諭免許状保有率の向上
(大学等での認定講習の拡充 など)

※現状:特別支援学校:72.7%、74.3
特別支援学級:30.5% (H26.5.1) 30.7

→全ての教員の専門性向上 など

○個別の教育支援計画等の作成と

地方自治体における一元的体制の整備

- 支援が必要な児童生徒に対して、個別の教育支援計画等の作成を義務化
- 地方自治体における乳幼児期から学齢期、成人期までの支援・相談体制の確立 など



○特別支援学校の教室不足の解消

→計画的な解消を促す通知発出 (H28.2)、廃校や余裕教室等を活用した特別支援学校の建物整備に係る補助制度の創設 (H26年度) など

○次期学習指導要領に向けた対応

(インクルーシブ教育システムの理念)

→全ての学校において発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を進めるための見直しなど

○高等学校における特別支援教育の推進

→高校通級モデル事業、高校における通級指導の制度化 (H30運用開始予定)、自立と社会参加に向けた高校段階のキャリア教育・就労支援充実事業など

○障害者理解・心のバリアフリーの推進

(2020年東京オリパラ開催)

→インクルーシブ教育システムの推進、交流及び共同学習の充実 など

○障害者差別解消法 (H28.4施行) への対応

→合理的配慮に関する教育分野のガイドライン作成 (H27.11告示) など

10

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

改正障害者基本法

第16条第4項 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

特別支援学校教諭免許状の保有状況 (平成27年5月1日現在 文部科学省調べ)

特別支援学校の教員

74.3%

本来保有しなければ
ならないもの

特別支援学級の教員

30.7%

専門性の観点から
保有が望ましい

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告)

平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会

- 特別支援学校の教員は必ず特別支援学校教諭免許状を保有するという方向で進めるべきである。

今後の学制等の在り方について (第5次提言) 平成26年7月3日 教育再生実行会議

- (略) 発達障害児を含む特別支援教育を必要とする児童生徒に対して、きめ細かい指導や社会的自立に向けた支援を行うことができるよう、国及び地方公共団体は、教師の専門的指導力の向上とともに、教職員配置や専門スタッフの充実を図る。教師が特別支援教育に関する知識・技能を身に付けることができるよう、特別支援学校の教師は必須化も視野に入れ、特別支援学校免許状の取得を促進する。

11

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（抄）

平成27年12月21日中央教育審議会

(6) 教員免許制度に関する改革の具体的な方向性

④特別支援学校教諭等免許状の所持率向上



特別支援学校免許状保有率向上のための年次計画の策定に関し、都道府県・政令指定都市にたいし、以下のとおり要請。

- 採用、配置、研修(免許法認定講習等)を通じた特別支援学校教諭等免許状保有率向上について、平成32年度までの年次計画などを策定し、計画的な保有率の向上に努めていただきたいこと。
- 今後、都道府県教育委員会及び特別支援学校を設置する指定都市教育委員会に対して、保有率向上のための年次計画の策定状況及び達成の見通しについて照会し、必要に応じて、個別に意見交換をお願いする予定であること。

④特別支援学校教諭等免許状の所持率向上

(略)

このため、教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、**おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持**することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。集中的に所持率の向上を図るためには、**都道府県教育委員会等**、学校設置者における**特別支援学校の教員の採用や配置、研修等を通じた取組を求め**るとともに、国においても、現職教員に対する免許法認定講習の開設支援や、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育の実施、養成段階での免許状取得促進等の取組を進めることが考えられる。

また、小中学校の特別支援学級や通級による指導の担当教員は、教育職員免許法上特別支援学校教諭免許状の所持は必要とされていないが、特別支援学級等での指導のみにとどまらず、小中学校における特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。

そのため、**小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度を目標**として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。

-12-

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

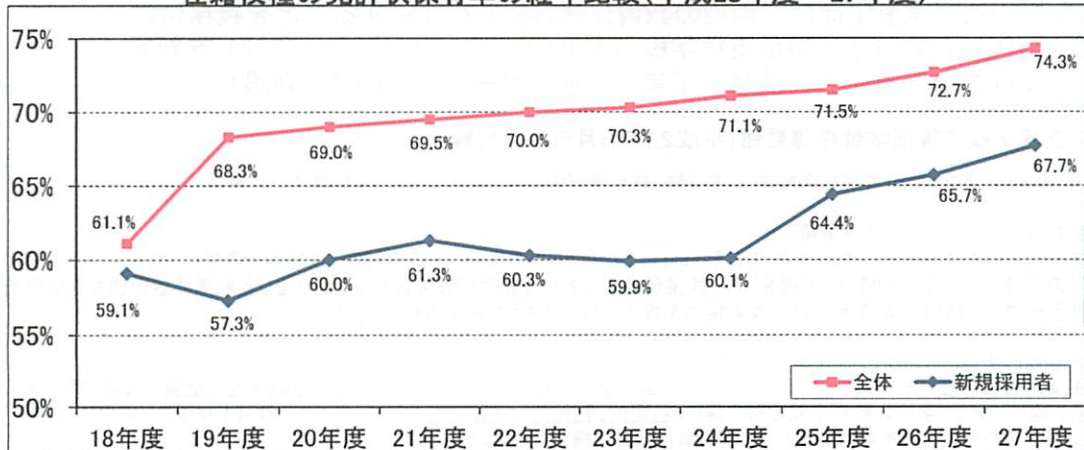
(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:74.3%(H27年度) ⇒ 本来保有すべきもの

※教育職員免許法附則第16項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率及び新規採用者の保有率ともやや上昇(H27年度)
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示

在籍校種の免許状保有率の経年比較(平成18年度～27年度)



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。

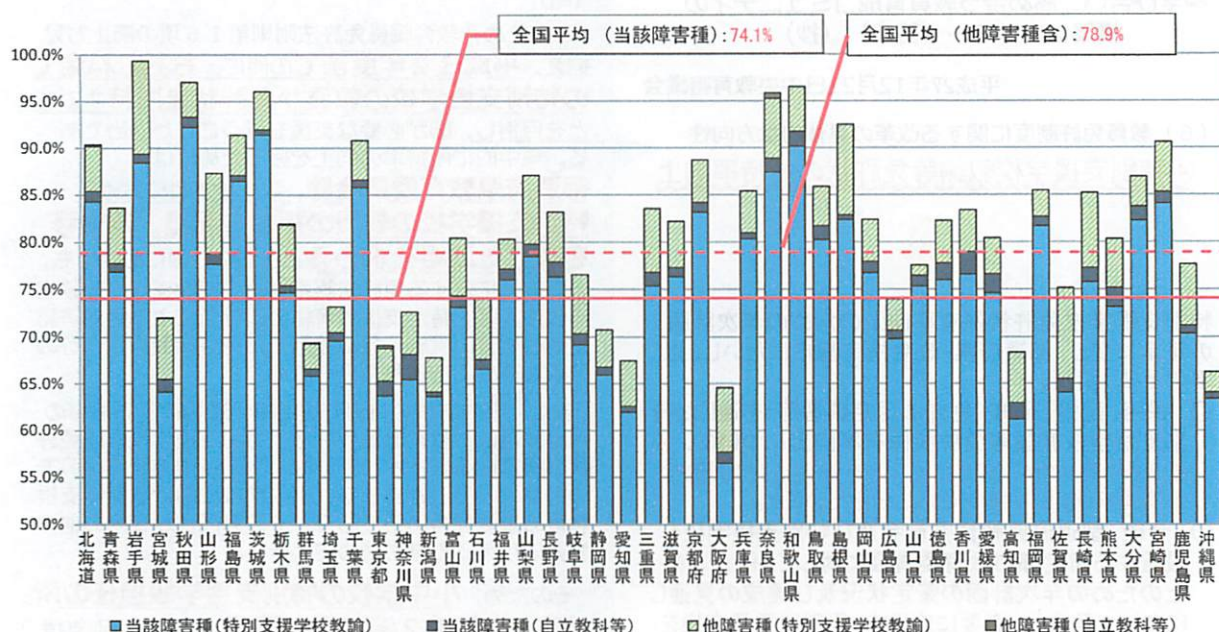
平成19年度～27年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:30.7%(前年度より、0.2ポイント増)

-13-

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



次期特別支援学校学習指導要領（高等部）におけるキャリア教育・職業教育の充実

<キャリア教育・職業教育の充実に関する改訂のポイント>

- 産業現場等における**長期間の実習を取り入れる**など、**就業体験の機会を充実**
- **校内の組織体制の整備**や労働・福祉等の関係機関との連携、地域や産業界等の人々の積極的な協力を得るなど、**進路指導を充実**
- **学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し**、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、全ての幼児児童生徒に「**個別的教育支援計画**」を作成することを義務付け
- 知的障害者を教育する特別支援学校**高等部の専門教科として「福祉」**を新設（従前からある家政、農業、工業、流通・サービスに加えて新設）

◎特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年3月告示)(抜粋)

第1章 総則 第2節 教育課程の編成 第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

4 職業教育に関して配慮すべき事項

(3) 学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

(6) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、校内の組織体制を整備し、教師間の相互の連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

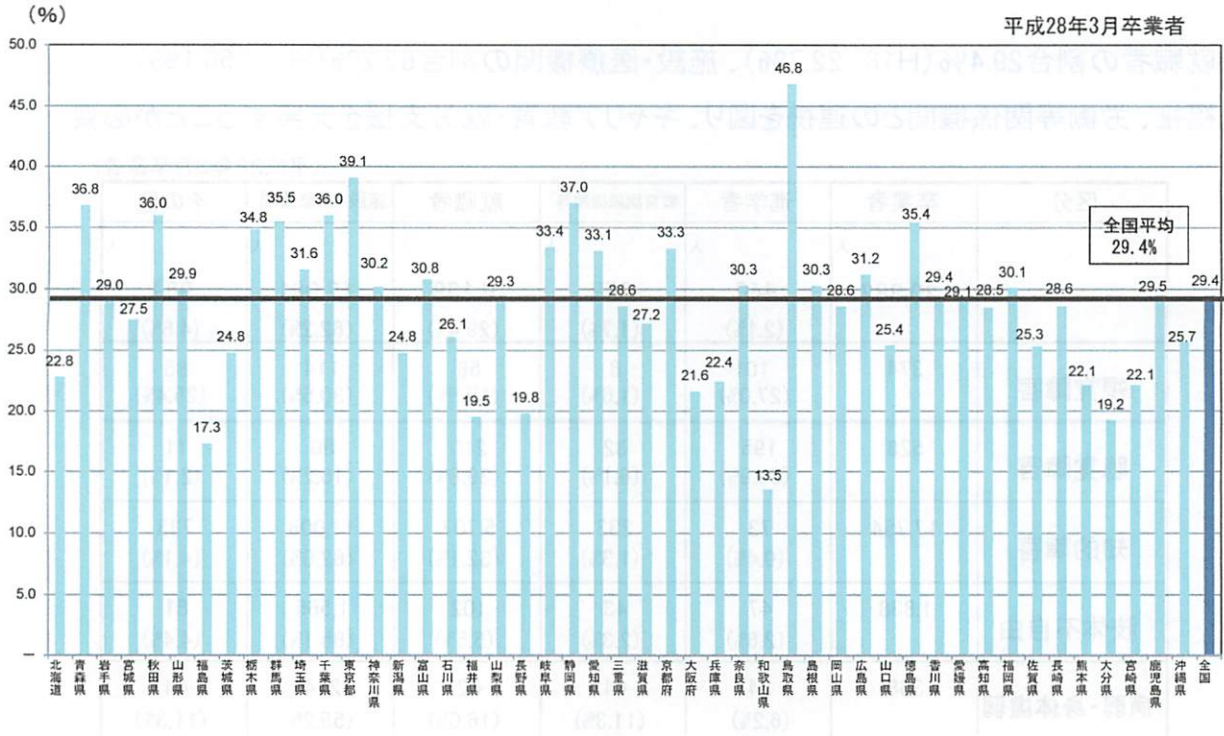
(16) 家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別的教育支援計画を作成すること。

第2章 各教科 第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第2款 主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容

〔家政〕、〔農業〕、〔工業〕、〔流通・サービス〕、〔福祉〕

特別支援学校高等部卒業者の就職率の状況(都道府県別)



特別支援学校における教室不足の解消について(平成29年2月)

(各都道府県教育委員会施設主管課長及び特別支援教育主管課長あて、施設助成課及び特別支援教育課長連名通知)

- 新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応等、教室不足の解消に引き続き取り組みたい。
 - 増加傾向にある児童生徒数を的確に把握し、解消計画を順次策定・更新するなど、学校現場と調整の上、教育上支障がでないよう適切な対応をお願いしたい。
- (平成26年度に、廃校や余裕教室等を活用した特別支援学校の新設、分校・分教室の整備に係る補助制度を創設。)

公立特別支援学校における教室不足の現状

(平成28年10月1日現在)

番号	都道府県名	不足教室数	番号	都道府県名	不足教室数	番号	都道府県名	不足教室数
1	北海道	84	17	石川県	0	33	岡山県	33
2	青森県	64	18	福井県	3	34	広島県	45
3	岩手県	64	19	山梨県	38	35	山口県	51
4	宮城県	71	20	長野県	28	36	徳島県	41
5	秋田県	2	21	岐阜県	44	37	香川県	21
6	山形県	17	22	静岡県	214	38	愛媛県	46
7	福島県	46	23	愛知県	224	39	高知県	18
8	茨城県	142	24	三重県	80	40	福岡県	130
9	栃木県	129	25	滋賀県	80	41	佐賀県	16
10	群馬県	61	26	京都府	38	42	長崎県	14
11	埼玉県	232	27	大阪府	8	43	熊本県	171
12	千葉県	192	28	兵庫県	133	44	大分県	35
13	東京都	245	29	奈良県	45	45	宮崎県	27
14	神奈川県	256	30	和歌山県	59	46	鹿児島県	3
15	新潟県	94	31	鳥取県	9	47	沖縄県	26
16	富山県	3	32	島根県	48			
						合計	3,430(※3,622)	

(注) 福島県については、現在も東日本大震災の影響により、一部の学校で児童・生徒が県内外の学校等に分散している状況があるが、その影響についてもそのまま反映させた。

※()は平成27年10月1日現在

1. 特別支援教育の現状

2. 平成29年度特別支援教育関係事業の 予算額案について

3. 学習指導要領の改訂について

4. 高等学校における通級による指導の 制度化について

5. 特別支援教育総合プロジェクトタスク フォースについて

20

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

平成29年度予算額(案) 25億円(平成28年度予算額 20億円)

(インクルーシブ教育システムの推進)

○インクルーシブ教育システム推進事業 1,452百万円(1,001百万円) [補助率1/3]

本年度の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ、自治体のインクルーシブ教育システムの推進に向けた取組に対して経費の一部を補助。

◆【新規】特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備 30地域

特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備を促すため教育部と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。

◆特別支援教育専門家等配置

【拡充】医療的ケアのための看護師 1,000人⇒1,200人、【新規】就労支援コーディネーター 74人・発達障害支援アドバイザー 74人 等



(発達障害に係る支援)

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

◆【新規】特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業等 152百万円

小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のための組織強化を図るため、学校経営の在り方や、必要なノウハウなどについて、大学教授等の専門家を活用し調査研究を行う。 27箇所等

(教職員の専門性向上)

○特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 237百万円(56百万円)

特別支援教育を担当する教職員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教員等に対する専門的な研修の実施や特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組を実施する。

◆特別支援教育に関する教員等の養成講習及び資質向上研修等の実施 22箇所 等

◆特別支援教育に関わる教員のインターネットによる資質能力向上推進支援事業 (独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数)



(学習指導要領の改訂)

○学習指導要領等の改訂及び学習・指導方法の改善・充実 72百万円(27百万円)

学習指導要領の改訂や解説書の作成、周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂の方向性を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実を図るための実践研究等を行う。

(心のバリアフリー)

○学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業 85百万円(81百万円)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、障害のある子供と障害のない子供と一緒に障害者スポーツを行う、一緒に障害者アスリート等の体験談を聞くなどの交流及び共同学習を実施する。 26地域

(上記以外の施策:就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

○特別支援教育就学奨励費負担等 12,209百万円 [補助率1/2]

特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等に必要経費を援助する。

○特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を実施(602人)

○学校施設整備(特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化) [補助率1/3等]



インクルーシブ教育システム推進事業

平成29年度予算額(案) 1,452百万円(拡充)

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨及び平成28年4月からの障害者差別解消法の施行等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、自治体が、Ⅰ. 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備、Ⅱ. 特別支援教育専門家等配置 Ⅲ. 特別支援教育の体制整備の推進をする場合に要する経費の一部を補助する。

Ⅰ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備【新規】(30地域)

特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の整備を促すため、教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。【別紙】

教育再生実行会議(第九次提言抜粋)

- 乳幼児期から青年期まで継続的に発達支援・相談等を行う体制の整備を促すため、国は、各市区町村等において教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局が連携した体制を整備することによって成果を上げている先進的な取組事例について情報提供するとともに、モデル事業の実施等を通じた支援を行う。
- 特別な支援を必要とする子供について、各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、国は、乳幼児期から高等学校段階までの各学校等で個別の支援情報に関する資料を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分に配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを整える。
- 障害のある子供の自立と社会参加に資するよう、国、地方公共団体は、特別支援学校高等部や高等学校において、インターンシップや就労先の開拓、卒業後のフォロー等を行う職員の配置を充実させ、労働分野等の関係機関と連携した就労支援を行う。

Ⅱ 特別支援教育専門家等配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】(1,000人→1,200人)

・学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。

② 早期支援コーディネーター(74人)

・自治体が行う早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整、情報収集等を行い、特別な支援が必要となる可能性のある子供の円滑な就学先決定の支援を行う。

③ 就労支援コーディネーター【新規】(74人)

・特別支援学校高等部、高等学校において、ハローワーク等と連携して、障害のある生徒の就労先、就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行い、障害のある生徒の自立・社会参加を支援する。

④ 外部専門家(348人)

(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)
・特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。

⑤ 発達障害支援アドバイザー【新規】(74人)

・児童発達支援センター等の福祉関係部局・機関等、厚生労働省の実施する発達障害関連事業等と連携を図りつつ、教職員とも日常的に連携、協力をしながら発達障害の可能性のある児童生徒に対する指導・情報提供を専門的な観点から行う。

⑥ 合理的配慮協力員(47人)

・各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して「合理的配慮」の実現に資するため、学校内外・関係機関との連絡調整、特別支援教育コーディネーター等のアドバイザー、保護者の教育相談の対応の支援等を行う。

Ⅲ 特別支援教育体制整備の推進

① 特別支援連携協議会

・医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。

② 研修

・管理職(校長等)や各学校を支援する指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修、担当教員としての専門性の向上のための研修。

補助対象者：都道府県・市区町村

補助率：1/3

※平成29年度より、市区町村についても、間接補助ではなく、都道府県に事務委託し、直接補助する予定。

【別紙】インクルーシブ教育システム推進事業

(Ⅰ) 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備
平成29年度予算額(案) 345百万円(新規) 1,452百万円の内数

背景 特別支援教育の対象となる子供たちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の理念、発達障害者支援法の改正(平成28年8月1日施行)、児童福祉法の改正(平成28年6月3日施行)を踏まえ、こうした子供たちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、その自立と社会参加を目指し、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援を行える体制を整えることが求められている。

(Ⅰ) 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備

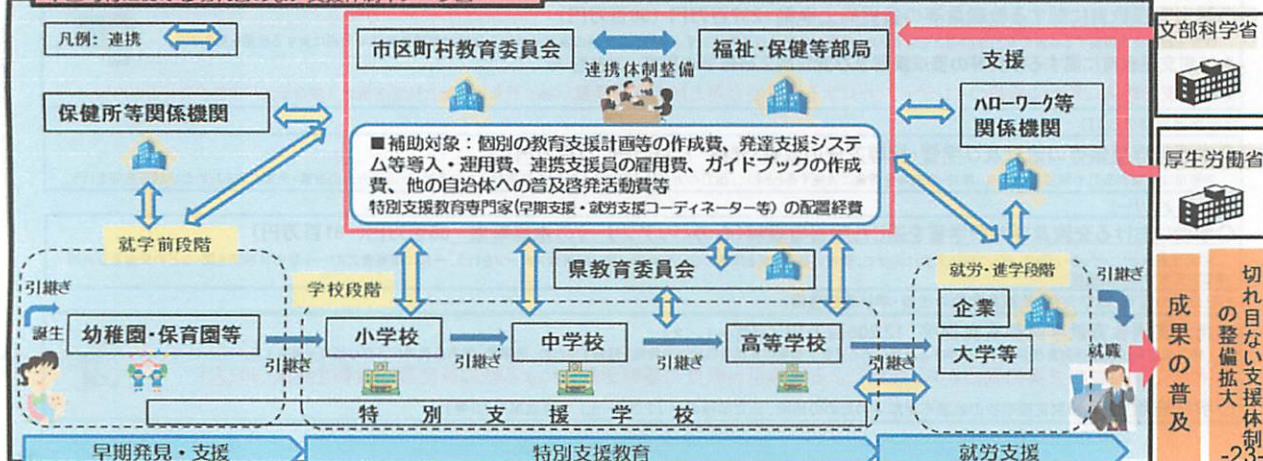
本補助事業が求める障害のある子供への支援体制の構築

- ① 就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の構築
- ② 教育・保健・医療・福祉・労働部局・関係機関が連携して支援する仕組みづくり
- ③ 個別的教育支援計画等を活用した引継ぎの仕組みを構築
- ④ 切れ目のない連携支援体制の成果・普及の実施

共生社会の実現

- 推進支援地域：30箇所
- 申請条件：左記補助事業が求める障害のある子供への支援体制の構築を図ること
- ※ 福祉・保健部局の申請可
- 補助率：1/3
- 補助対象：都道府県・市区町村
- 最長3カ年補助

市区町村における切れ目のない支援体制イメージ図



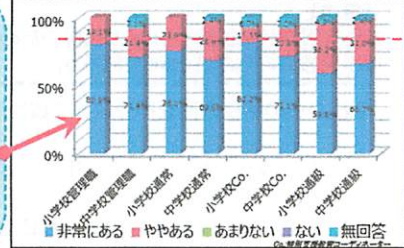
発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援事業

① 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業 平成29年度予算額(案) 201百万円(平成28年度予算額 100百万円)

背景

- 校長を始めとし、全ての教職員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められ、**校長のリーダーシップの下、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営**が重要となる。
- また、発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍しているため必須であり、教科毎に、**学習上つまづくポイントを意識した指導方法**が求められる。
- 特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きく、特に、発達障害に関する通級による指導については、**9割以上の教員が効果があると認識**(平成26年3月国立特別支援教育総合調査)。そのため、発達障害のある児童生徒に対するより良い指導に向け、**通級による指導担当教員等の専門性の更なる充実に向けた取組**が求められている。

<質問:通級による指導に効果があると思えますかに対する回答>



◎ 特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業 6.5百万円(新規)

・小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のための組織強化を図るため、学校経営を行うために必要なノウハウ及び効果的な運営の在り方について、大学教授等の専門家を活用し、調査研究を行う。

27地域等(学校経営スーパーバイザーの配置 27人)

(事業内容) 特別支援教育の体制充実に向け、特別支援教育の視点を踏まえた、

- 発達障害の可能性のある児童生徒を包括する学校経営に関する研究(合理的配慮の提供、発達障害の可能性のある児童生徒をとりまくいじめ防止対策等の学校課題に対する学校体制整備の在り方)
- 学校組織における特別支援教育コーディネーターの機能強化を図るための研究 など



◎ 発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業 8.7百万円(新規)

・通常の学級において発達障害の可能性のある児童生徒が、教科毎に学習上つまづくポイントを明らかにし、効果的な教科指導の方向性の在り方について調査研究を行う。また、今後、教員養成段階から発達障害の視点を踏まえた教授内容の知識習得に必要な、学習上つまづくポイントに対する教授法の開発を行う。

16地域等(教科教育スーパーバイザー等 約32人配置)

(事業内容) ○学習上つまづくなど、特定の困難を示す児童生徒に対する指導方法の研究

- 学習上つまづくなどに対する指導の方向性の在り方及び教員養成課程における教授法の開発 など



◎ 通級による指導担当教員等専門性充実事業 4.9百万円

・教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。

14地域

(事業内容) ○通級による指導開始時における支援終了目標の設定及び評価手法の研究

- 教育委員会における通級による指導担当教員の研修体制の整備
- 通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究 など



-24-

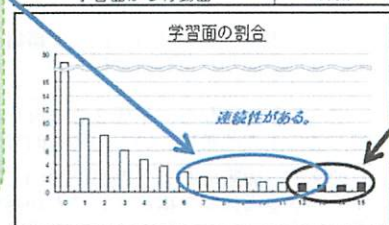
発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援事業

② 発達障害の可能性のある児童生徒に対する連携支援事業 平成29年度予算額(案) 76百万円(平成28年度予算額 486百万円)

背景

- 公立の小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が **6.5%(推定値)程度**の割合で在籍しており、これらの児童生徒以外にも、**教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性がある**。(平成24年12月文科科学省調査)
- 各学校段階において行われてきた児童生徒への指導の経過を共有し、**進学先等における児童生徒の特性や障害の程度に対するより良い理解につなげる**ことが重要。
- 各学校段階のライフステージに応じた切れ目ない「縦の連携支援」に加え、学齢期における日々の生活を支えるための教育と福祉等との「横の連携支援」が重要であり、**放課後等の関係機関における支援内容等を学校教育に活かすことが重要**。

著しい困難を示す場面	推定値
学習面又は行動面	6.5%
学習面	4.5%
行動面	3.6%
学習面かつ行動面	1.6%



◎ 系統性のある支援研究事業 6.3百万円

・教育委員会が主体となり、発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援内容の各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法、時期等に関する調査研究を行う。

15地域(学校間連携コーディネーターの配置 約45人)

(事業内容)

- 引継ぎを意識した個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成方法の研究
- 進学前後における引継ぎ内容及び時期の研究
- 児童生徒本人及び保護者の同意を得つつ、引継ぎを実施する仕組みの構築 など

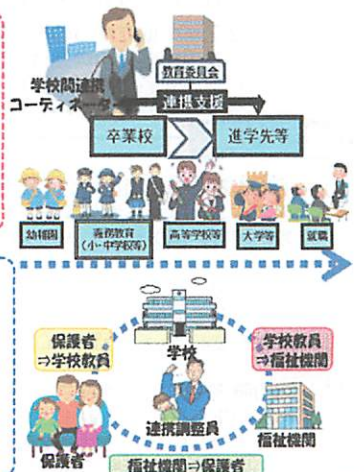
◎ 放課後等福祉連携支援事業 1.3百万円

・小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法について調査研究を行う。

5地域(放課後等福祉連携調整員の配置 5人)

(事業内容)

- 保護者の同意を得つつ、関係機関の連携内容を発展させるための手法研究
- 学校側と福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築 など



-25-

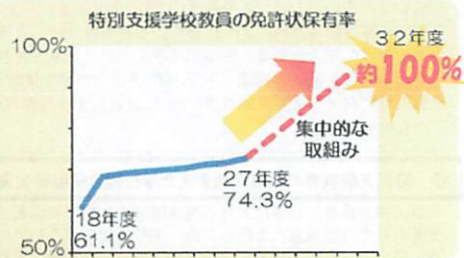
特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 (平成28年度予算額 : 55,503千円)
平成29年度予算額(案) : 46,925千円

【目的】

特別支援学校教諭等免許状の取得のため、講演会などの取り組みを平成32年度までに集中的に実施することにより、特別支援学校教員の専門性の向上を図る。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)
(平成27年12月中央教育審議会)

- 特別支援学校の教員は(中略)これまで以上に特別支援学校教員としての専門性が求められている。
- このため、免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校教員が免許状を保有することを旨とし、国が必要な支援を行うことが適当である。
- 小中学校の特別支援学級担任の保有率が現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。



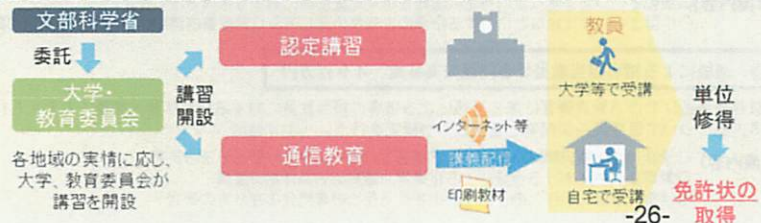
現在の“伸び率”では、平成32年度までに「おおむね全ての教員が免許状保有」は難しい状況のため、各教育委員会や法人・大学等と連携しながら、総合的に取り組むことが必要。

【教育委員会等の取組】

- ・特別支援学校教諭等免許状の取得率調査を毎年実施(年1回実施)
- ・各教育委員会に対し、取得率おおむね100%に向けた年次計画の策定を依頼(H28.8通知)
- ・各教育委員会の人事担当等に対し、採用・配置の配慮を依頼(H28.8通知、協議会等)
- ・特総研や放送大学において、ネット配信による認定講座を開講(特総研は、H28より新規開講)

上記に加えて、

- 自費での認定講座の開講が困難な大学等や取得率の低い都道府県等に対し、開講支援を集中的に実施
- 通信教育(ネット配信等)による公開認定講座が可能な教員養成課程を持つ大学へ開講支援を集中的に実施



特別支援教育に関する実践研究充実事業 (平成28年度予算額 : 9,848千円)
平成29年度予算額(案) : 30,000千円

1 趣旨

- (1) 近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数は増加傾向にあり、特に、中学校に在籍した生徒が特別支援学校高等部に入学するケースが増加している。また、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになってきている。
また、現在、中央教育審議会で審議が行われている次期学習指導要領等においては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実現(「アクティブ・ラーニング」の視点)など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実についての基本的な方向性が示されている。
こうしたことから、平成32年度からの新しい特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施に向けて、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行う。
- (2) 加えて、障害のある子どもについては、学校における指導及び支援とも連携しつつ、家庭や地域における支援を含めた多面的な支援体制を構築することが重要である。そこで、NPO等民間団体における障害児教育支援活動について、特に課題とされている分野への活動の促進等を図り、その成果を普及する。
- (3) 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)において、知的障害に対する通級による指導の効果的な指導内容について、地方公共団体の参加を得て実践研究を行う方針が示されたことを踏まえ、当該方針に対応するためのモデル事業を実施する。

2 内容

- (1) 次期学習指導要領に向けた実践研究
平成32年度から準備実施される新しい特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施のため、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成や、一人一人の障害の状態等に応じた指導方法の改善・充実について、先導的な実践研究を行う。
- (2) 特別支援教育に関するNPO等の活動・連携に関する実践研究
障害のある児童生徒への教育支援活動を行うNPO等民間団体を対象に、発達障害児への学習支援等に課題とされている分野等に関する研究を委託し、その研究成果を普及する。
- (3) 知的障害に対する通級による指導についての実践研究
小・中学校において実施されている「通級による指導」においては、知的障害はその対象となっていないが、通常の学級に知的障害のある児童生徒が在籍している状況を踏まえ、これらの児童生徒に対する通級による指導の有効性を検証するためのモデル事業を実施する。

【目的】

平成32年度から順次実施される新しい特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施のため、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成や、一人一人の障害の状態等に応じた指導方法の改善・充実について、先導的な実践研究を行う。

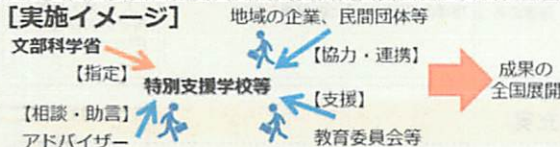
【研究課題】

中央教育審議会教育課程企画特別部会「審議の取りまとめ」での指摘事項等を踏まえ、テーマを設定し実践研究を実施する。

（テーマ例）

- 特別支援学校における地域等と連携した「開かれた教育課程の在り方」についての研究
- 「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた学習指導の改善
- 「個別の指導計画」に基づくPDCAサイクルの円滑な実施と評価方法の改善
- 「知的障害のある児童生徒のための各教科」の指導と評価の在り方（評価規準の作成、評価方法の開発）
- 主体的に学ぶ意欲を伸長する「自立活動」の指導の改善、多様な評価方法の活用
- 「重複障害者等のための教育課程」の適用の在り方
- 障害の状態等に応じた「ICT等を効果的に活用」した学習指導の改善
- 小学部・中学部段階からの連続した「キャリア教育」の在り方 など

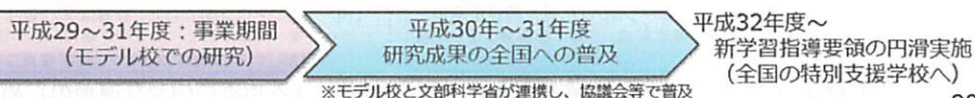
【実施イメージ】



【実施地域・実施規模】

- ・新学習指導要領の完全実施までの間に、上記のテーマ案を参考とし、各部や障害種別を踏まえた複数のモデル校を指定し、実践研究を行い、その成果を全国の特別支援学校に普及する。
- ・180万円×12校

【実施スケジュール】



学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業

平成29年度予算額（案）：85百万円（前年度予算額81百万円）

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨等から共生社会の実現のために障害者理解の推進が求められているところであり、障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習の推進が必要である。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたユニバーサルデザイン2020の中間とりまとめにおいては、障害者理解（心のバリアフリー）の重要性が示されており、障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習を進めることで、障害者理解（心のバリアフリー）を推進し、共生社会の実現を目指す。

さらに、本事業は、specialプロジェクト2020の取組も推進するものである。

障害のある子供とない子供がスポーツ、文化・芸術活動を通じ、障害者理解の推進や交流及び共同学習のより一層の充実を図る。

■スポーツによる交流及び共同学習

- ①障害者スポーツ等の体験学習
共に障害者スポーツによる体験・交流等を通じ、障害者理解を推進する。
- ②障害者アスリート等との交流
障害者アスリートや義肢装具などの用具に携わる専門家を学校等に招き、交流する機会を設けるほか、障害者を支える仕事に触れることを通じ、障害に対する理解を深めるとともに、社会参加の在り方を考察する。

■文化・芸術による交流及び共同学習

- ①文化・芸術の体験学習
共に合奏する等の音楽活動や共に絵を描く等の造形活動など文化・芸術による体験・交流等を通じ、障害者理解を推進する。
- ②障害のある芸術家等との交流
障害のある芸術家、演奏家等を学校等に招き、交流する機会を設け障害者理解を推進する。

※モデル地域の設定（以下のいずれかを主たる研究事項とする）

①特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との交流及び共同学習

②特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習

※事業実施に当たっての留意点

・モデル地域においては、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進を図ること。

・小・中・高の児童生徒の発達段階を踏まえ、障害者理解のねらいを明確にした上で、事業を実施すること。

・障害のある子供と障害のない子供それぞれの交流及び共同学習の評価の基準について検証すること。

※「交流及び共同学習」の機会については、体育、図工・美術、音楽等の教科や総合的な学習の時間等での取組が考えられる。

地域の取組を
総合的に支援
（都道府県・市
町村教育委員会・国立大学
法人等）

委託

文部科学省

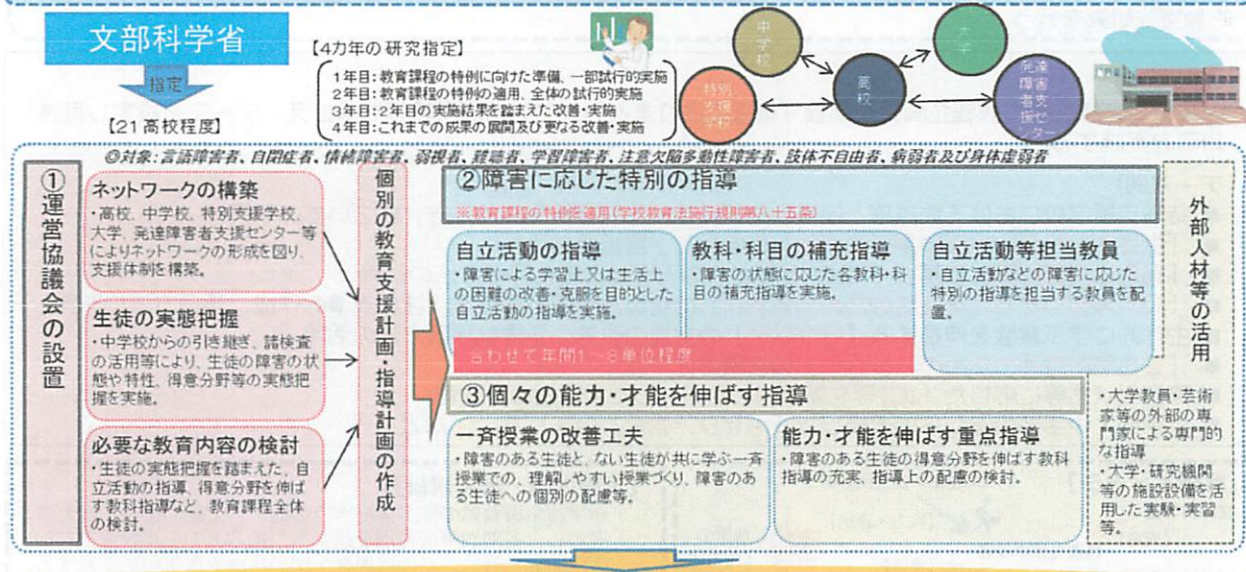
●委託先件数
26箇所

子供たちの社会性や豊かな人間性を育み、多様性を尊重する共生社会の実現を目指す

自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育 充実事業 ～個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業～

(平成28年度予算額) : 342,744千円
(平成29年度予算額(案)) : 96,439千円

障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう「特別的教育課程」の編成に関する研究とともに、障害のある生徒の主体的な取組を支援するという視点に立ち、その持てる力を高めるよう、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を実施し、高等学校における特別支援教育の充実を図る。



高等学校における特別支援教育の充実



平成30年度からの高等学校における「通級による指導の円滑な運用のために、成果を普及

学習上の支援機器等教材活用促進事業

平成29年度予算額(案) 179百万円 (平成28年度予算額305百万円)

背景

- ① 障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るためには、障害の状態や特性を踏まえた教材を効果的に活用し、適切な指導を行うことが必要である。
- ② また、各学校における必要な教材の整備、新たな教材の開発、既存の教材を含めた教材の情報収集に加え、教員がこれらの教材を活用して適切な指導を行うための体制整備の充実が求められている。
- ③ これらの状況を踏まえ、これまで進めてきた学習上の支援機器等教材の研究開発に加えて、新たに支援機器等教材の選定・活用に必要の評価指標及び学習評価方法について調査研究を行う。

◎ 学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 (134百万円)

障害の状態や特性を踏まえた教材の実用化・製品化は市場規模が小さい等の理由から進んでいない状況にあることを踏まえ、**企業・大学等が学校・教育委員会等と連携し、ICTを活用した教材など、障害のある児童生徒が入手しやすい価格、障害の状態等に応じた使いやすい支援機器等教材の開発を支援する。**

【開発件数：4件(平成27年度指定継続分)】

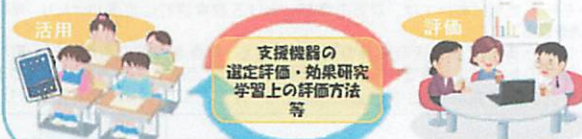
- (事業内容)
- 児童生徒の障害等に応じた支援機器教材の開発
 - 学校・教育委員会等と連携し、より使用しやすくなるための分析、開発



◎ 学習上の支援機器等教材活用評価研究事業 (42百万円)(新規)

教員が障害の状態や特性を理解した上で、**適切な支援機器等教材を選定・活用するために必要な指標及び支援機器等の活用に伴う学習評価指標の研究**を行う。また、通常の学級において、支援機器等教材を必要とする児童生徒と必要としない児童生徒及び保護者に対し、教材や支援機器の充実及び活用が、障害のある児童生徒の**合理的配慮及び指導上重要であることを理解**してもらうための効果的取組について研究を行う。

- (事業内容)
- 支援機器等教材を必要とする児童生徒の教材選定時における評価方法、及びその児童生徒に対する他の教材活用・効果の比較研究
 - 支援機器等教材の活用に伴う学習評価方法の研究



支援機器等教材を活用した特別支援教育の充実

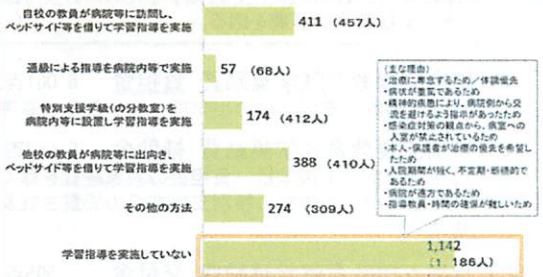
入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

平成29年度予算額(案) 69百万円(平成28年度予算額 78百万円)

平成26年5月の児童福祉法の一部改正に伴う参議院附帯決議等を受け、病院等に入院又は通院して治療を受けている児童生徒に対し、平等な教育機会を確保するため、関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。

【改正児童福祉法に係る参議院附帯決議(平成26年5月20日)】
児童福祉法の基本理念である児童の健全育成を著実に実施するため、長期入院児童等に対する学習支援を含めた小規模性特定疾病児童等の平等な教育機会の確保に係る措置を早急かつ確実に講じる。

病気やけがにより長期入院した児童生徒に対する学習指導(小・中学校の場合)

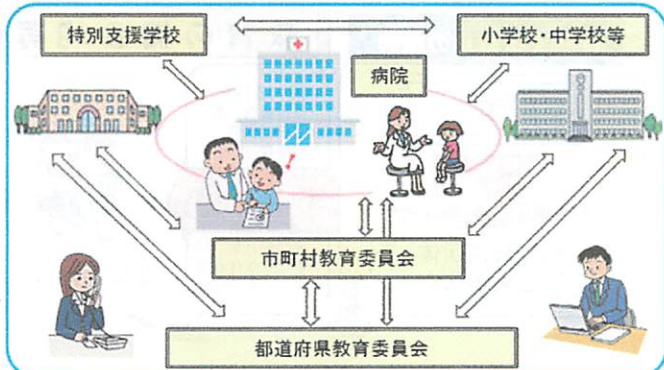


(主な理由)
・治療に専念するための、保護者・関係者が確保できないため
・精神的負担により、病院側から交流を避けるよう指示があったため
・感染症対策の観点から、病室への入室が禁止されているため
・本人・保護者が治療の優先を希望したため
・入居期間が長く、不定期・断続的であるため
・病院が遠方であるため
・指導教員・時間の確保が難しいため

入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

長期にわたり又は断続的に入院する児童生徒の教育機会を保障するため、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。

- <事業内容> 8地域(都道府県・政令指定都市等)
- 関係機関の連携を図るための学校・病院連携支援員(コーディネーター)の配置
 - 中核的な病院のある自治体と周辺自治体の連携体制の整備
 - 入院中及び退院時の児童生徒への補充学習を行う人材(教員等)の配置
 - 入院児童生徒へのタブレット等ICT機器の配布等を行い、有効な連携方法について研究



学校における医療的ケア実施体制構築事業

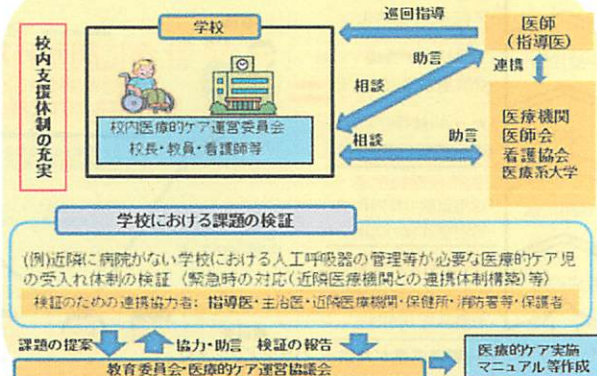
平成29年度予算額(案) 45百万円(新規)

背景:医療技術の進歩等を背景として、例えば、酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為が必要な児童生徒等の在籍校が、学校において増加している。そのため、学校において、医師と連携した校内支援体制を構築するとともに、学校において高度な医療的ケアに対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成するなど、医療的ケア実施体制の充実を図る。

◆委託先:都道府県・指定都市教育委員会(都道府県教育委員会は域内の市(特別区を含む。)町村教育委員会に本事業の一部を再委託可能。)
◆委託箇所:12箇所

学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業 (対象校:医療的ケア児が在籍する公立特別支援学校及び小・中学校等)

- 本事業において次の内容に関し事業を実施する。
- ・医療的ケアに精通した医師を指導医として委嘱し、指導医による「学校巡回指導」、「校内医療的ケア運営委員会での助言」、「学校からの医療的ケアに関する相談に対する助言」等を通じ、校内支援体制の充実を図る。
 - ・また、人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児における、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた受け入れ体制に応じて、指導医・医療機関・医師会・看護協会・医療系大学等と連携の下、体制の構築を図る。
 - ・さらに、各学校のもつ諸条件等の検証を踏まえ、教育委員会・医療的ケア運営協議会において、高度な医療的ケア等に対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成し、教育委員会として学校の医療的ケア実施体制の構築を図る。



児童福祉法第56条の6第2号の施行(平成28年6月3日)に伴う医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について

(平成28年6月3日付け 厚生労働省関係局長、文部科学省初等中等教育局長通知より抜粋)

【6教育関係抜粋】

今後は、これらの基本的な考え方の下、今回の法改正の趣旨も踏まえ、医療的ケア児とその保護者の意向を可能な限り尊重しつつ、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との連携に加え、関係部局や関係機関とも連携しながら、その教育的ニーズにより一層適切に応えられるよう、以下のとおり配慮をお願いします。

- (1) (中略)市町村の教育委員会が、保健、医療、福祉、労働等の関係部局と連携を図りつつ、医療的ケア児を含む障害のある児童生徒等に対する、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であり、都道府県の教育委員会においては、専門家による巡回指導を行った上、関係者に対する研修を実施したりする等、市町村の教育委員会における教育相談支援体制に対する支援をお願いします。
- (2) 学校において医療的ケア児が安全に、かつ安心して学ぶことができるよう、医療的ケアを実施する看護師等の配置又は活用を計画的に進めるとともに、看護師等を中心に教員等が連携協力して医療的ケアに対応するなどの体制整備に努めていただくようお願いいたします。(以下略)
- (3) 関係機関や関係部局と積極的に連携を行いながら、学校において医療的ケアを行う看護師等を確保するとともに、看護師等が学校において医療的ケア児に必要な対応を行う上で必要な研修の機会を充実するようお願いいたします。
- (4) (略)

○特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

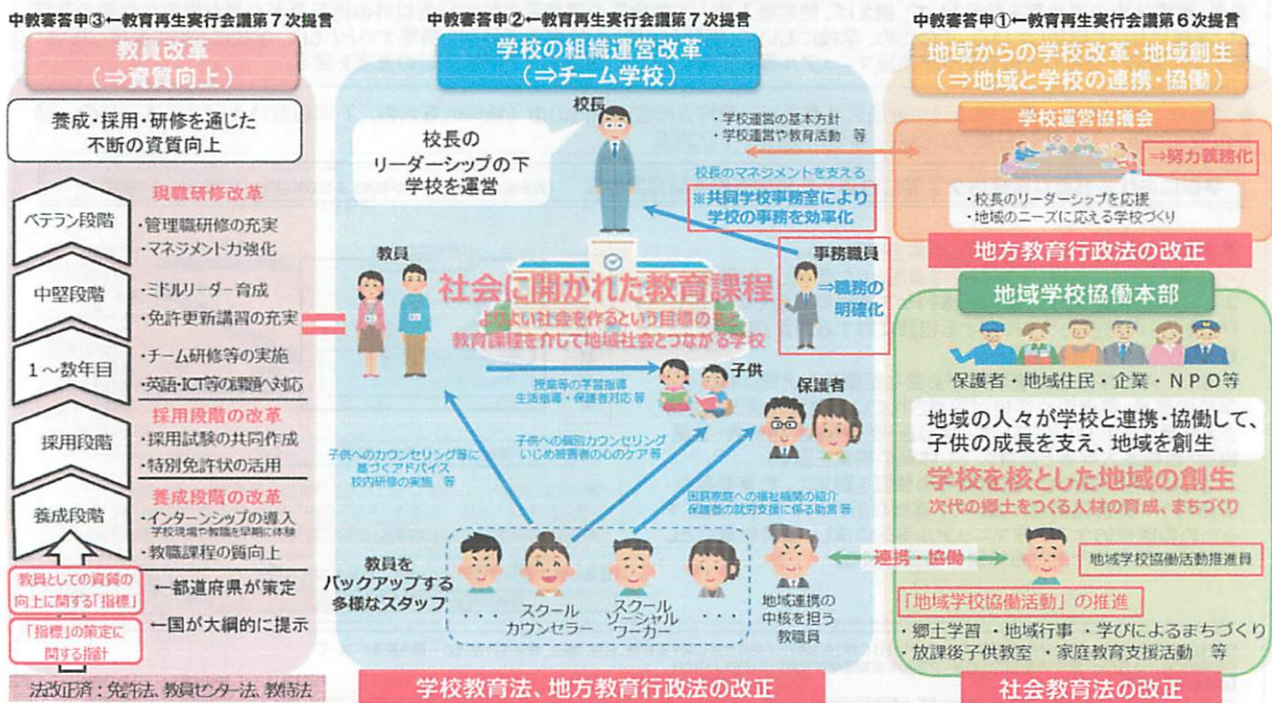
平成29年度予算額（案） 12,209百万円（平成28年度予算額 12,909百万円）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。
（根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律）

- 特別支援教育就学奨励費 負担金 6,061百万円（6,361百万円）
 - ・公私立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の児童生徒の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 補助金 5,553百万円（5,953百万円）
 - ・公私立の特別支援学校（負担金の対象経費を除く）幼児児童生徒の保護者等に対する補助
 - ・公私立の小・中学校の特別支援学級の児童生徒及び通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 交付金 595百万円（595百万円）
 - ・国立大学法人が設置する国立大学に附属する特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助
 - ・国立大学法人が設置する国立大学に附属する小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助



「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月 文部科学大臣決定）の実現に向けて



「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実 義務標準法等の改正

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「働き方改革」「地方創生」の実現

趣旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

概要

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・障害に応じた特別の指導(通級による指導)のための基礎定数の新設(児童生徒13人に1人)
- ・日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設(児童生徒18人に1人)
- ・初任者研修のための基礎定数の新設(初任者6人に1人)
- ・少人数指導等の推進のための基礎定数の新設(学校の児童生徒数に応じて算定)
- ・教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等(学校教育法等の一部改正)
- ・学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備(社会教育法の一部改正)

施行期日

平成29年4月1日 ※日切れ扱い

次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実

【義務教育費国庫負担金】 平成29年度予算案:1兆5,248億円(対前年度▲22億円) ※教職員定数の増減は、平成29年度単年の増減
 (・教職員定数の改善 +19億円(+ 868人) ・部活動手当の改善等 +3億円 ・教職員の若返り等による給与減 ▲ 88億円)
 (・教職員定数の自然減等 ▲89億円(▲4,150人) ・部活動運営適正化による部活動手当の減 ▲3億円 ・人事院勧告の反映による給与改定 +136億円)

- ・今通常国会に義務標準法改正案を提出。平成29年度～38年度の10年間で、加配定数(平成28年度約6万4千人)の約3割を基礎定数化。これにより、
 - 地方自治体による、教職員の安定的・計画的な採用・研修・配置に寄与。
 - 発達障害等の児童生徒への障害に応じた特別の指導(通級による指導)や、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、教員の「質」の向上に必要な研修体制を充実。
- ・加配定数の増(395人)により、小学校における専科指導等に必要な教職員定数を充実。

基礎定数 (学級数等に応じて算定。算定基準を義務標準法に規定。)	基礎定数化	加配定数 (政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえて配分。)
+473人 (少子化等に伴う定数減▲4,150人)		+395人
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害に応じた特別の指導(通級による指導)の充実 +602人 <ul style="list-style-type: none"> - 1対13(対象児童生徒)の割合で措置(現状 1対16.5*) - 加えて、へき地や対象児童生徒の少ない障害種(弱視等)への対応のため加配定数を措置(現在の1割)。 ※基礎定数化に伴う「政策減」(特別支援学級から通級指導への移行)として、▲150人 ● 外国人児童生徒等教育の充実 +47人 <ul style="list-style-type: none"> - 1対18(対象児童生徒)の割合で措置(現状 1対21.5*) - 加えて、散在地域の対応のため加配定数を措置(現在の1割)。 ● 初任者研修体制の充実 +75人 <ul style="list-style-type: none"> - 1対6(対象教員)の割合で措置(現状 1対7.1*) (※いずれも平成28年度推計値) ● 指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化 ▲101人(**) <ul style="list-style-type: none"> - 約41,000人のうち約9,500人を基礎定数化。 (**児童生徒数の減少に伴う減) 		<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育 ー 児童生徒支援 <ul style="list-style-type: none"> いじめ・不登校等への対応 +25人 貧困等に起因する学力課題の解消 +50人 統合校・小規模校への支援 +75人 研修等定数 <ul style="list-style-type: none"> 7アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善 +10人 ※既存の枠内で「先導的実践研究加配」として50人確保 養護教諭、栄養教諭等 <ul style="list-style-type: none"> +10人 +10人 事務職員 <ul style="list-style-type: none"> +50人(共同学校事務室等、共同事務実施体制の強化) 指導方法工夫改善 <ul style="list-style-type: none"> 小学校専科指導の充実 +165人 -37-
義務標準法の改正により追加		

給与関係:土日の部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、部活動手当(4時間程度)を3,000円→3,600円等(予算総額±0円)

10年間で段階的に実施

発達障害等の障害に応じた特別の指導（通級による指導）担当教員の基礎定数化（1）

障害に応じた特別の指導（通級による指導）を受ける児童生徒（※）13人に対して、担当教員1人を定数措置。

※ 学校教育法施行規則第140条等に規定する「特別の教育課程」による授業を受ける児童生徒

- 10年かけて、漸次、**加配（5,775人）の9割を基礎定数化。**
- なお、基礎定数化に伴う加配の削減については、通級待機等の実態を踏まえ、平成29年度について9割の10%ではなく、3.3%の削減に留める。
- **残りの1割（577人）**については、**へき地や通級対象児童生徒の少ない障害種（弱視・肢体不自由等）への対応のために引き続き措置し**、こうした趣旨を踏まえて配分。
- このため、平成29年度～37年度までは基礎定数と加配定数が両方存在することになるが、**各都道府県・政令市からの加配申請手続きについては、これまでと同様に扱う予定**

-38-

発達障害等の障害に応じた特別の指導（通級による指導）担当教員の基礎定数化（2）

- 障害に応じた特別の指導（通級による指導）の基礎定数化に伴い、安定的・計画的な教職員定数の措置が行われる。このため、特別支援学級（※）の児童生徒の一部が障害に応じた特別の指導に移行することが見込まれることから、この部分について、**基礎定数の減（▲150人）を計上。**

※ 特に、自閉症・情緒障害特別支援学級、言語障害特別支援学級に通う児童生徒の全児童生徒に占める割合は、都道府県による差が大きい。

- 特別支援学級や障害に応じた特別の指導など、児童生徒の「学びの場」の決定に当たっては、インクルーシブ教育システム構築の観点から、**関係法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（平成25年10月）」**等を踏まえ、適切な対応が必要。
- **特別支援教育（特に障害に応じた特別の指導）に関する専門性を有する教員の育成に一層取り組んでいただきたい。**

- **特別支援学校のセンター的機能の充実（加配） 551人（前年同）**

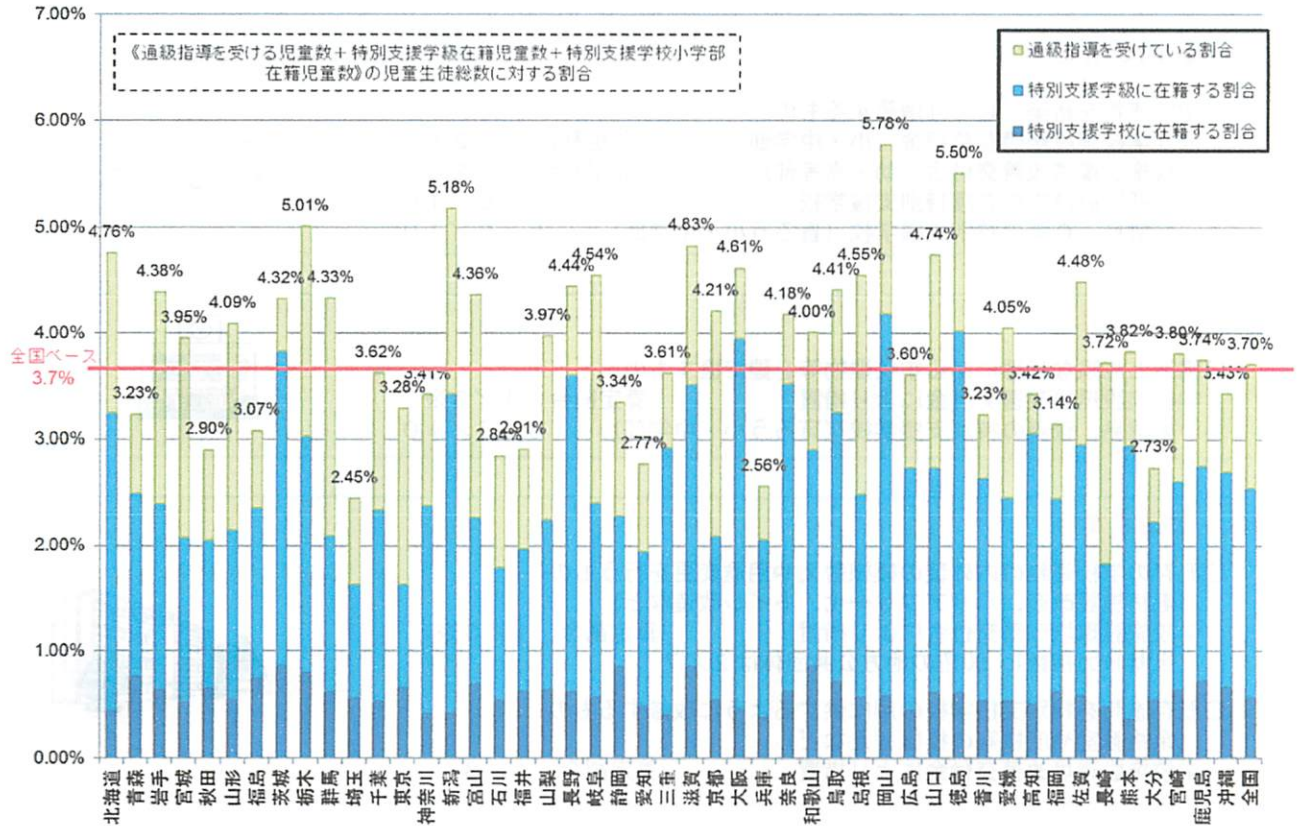
特別支援学校がセンター的機能を発揮するための人的体制の整備を支援。

- **特別支援学校に在籍する外国人児童生徒等指導の充実（基礎定数）**

特別支援学校に在籍する外国人児童生徒等指導を受ける児童生徒18人に対して、担当教員1人を定数措置。 ※10年間で段階的に基礎定数化

-39-

特別支援教育を受ける児童の割合(小学校・特別支援学校小学部)



-40-

平成29年度地方財政措置の状況 (特別支援教育関係)

1. インクルーシブ教育システムの推進

【補助】【拡充】

インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、自治体が特別支援教育専門家等配置の推進に要する経費を措置。

2. 特別支援教育支援員の配置

【単独】【継続】

幼稚園、小・中学校、高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に必要な経費を措置。

・措置人数：幼稚園：6,900人 小中学校：48,600人 高等学校：500人 計：56,000人

3. 市町村立の特別支援学校に係るスクールバス運営経費等

【単独】【継続】

都道府県に対しては、特別支援学校のスクールバス運営経費等について所要の地方交付税措置がされていることを踏まえ、市町村立の特別支援学校の同様の経費について、市町村に対しても同様に措置。(投資態容補正)

-41-

特別支援学校施設に係る国庫補助制度の概要

1. 新增築事業

- 学校建物を新築もしくは増築するもの
- | | |
|-------------------------|-----------|
| 公立学校施設整備費負担金（小・中学部） | 負担割合 1/2※ |
| 学校施設環境改善交付金（幼・高等部） | 算定割合 1/2 |
| ※都道府県立の養護特別支援学校 | 5. 5/10 |
| ※離島、奄美の特別支援学校（盲ろう小・中学部） | 5. 5/10 |



2. 改築事業

- 構造上危険な状態にある学校建物等を建て直すもの
- | | |
|-------------------------|-----------|
| 学校施設環境改善交付金により措置 | 算定割合 1/3※ |
| ※離島、奄美の特別支援学校（盲ろう小・中学部） | 5. 5/10 |



3. 改造事業

- 既存の学校建物の内外装の模様替えや用途変更を行うもの
（老朽施設改造、バリアフリー化、トイレ改造など）
- | | |
|------------------------|-----------|
| 学校施設環境改善交付金により措置 | 算定割合 1/3※ |
| ※財政力指数1.00超の地方公共団体は2/7 | |
- 既存施設を特別支援学校の用に供するように改修するもの
（余裕教室や廃校等の模様替えなど）
- | | |
|------------------|----------|
| 学校施設環境改善交付金により措置 | 算定割合 1/3 |
|------------------|----------|



-42-

平成24年度からの教材整備関係の地方財政措置

背景

学習指導要領は、これまで概ね10カ年ごとに改訂されており、その改訂に併せて整備基準を改定してきたところである。

今回の新学習指導要領に併せて、文部科学省では、各教育委員会、各学校で教材を整備する際の「参考資料」として、平成23年4月、「教材整備指針」を示したところである。

対応

「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」
〈平成24年度から33年度までの10年間〉

年次計画額

単年度措置額（普通交付税）約800億円（10カ年総額 約8,000億円）
（小学校：約500億円、中学校：約260億円、特別支援学校：約40億円）

積算内容

- 「教材整備指針」（平成23年4月通知）に基づく例示教材等の整備に必要な経費を積算。
- （1）既に学校が保有している教材について、更新に必要な経費
 - （2）新学習指導要領に対応するため、外国語活動（小学校）、武道の必修化（中学校）及び和楽器整備等（中学校）の整備に必要な経費
 - （3）特別支援教育の指導に必要な経費
 - （4）少額理科教材（理科教育等設備整備費補助金の対象とならないもの）
 - （5）技術革新に伴う電子黒板、地上デジタルテレビ等

-43-

1. 特別支援教育の現状
2. 平成29年度特別支援教育関係事業の
予算額案について
- 3. 学習指導要領の改訂について**
4. 高等学校における通級による指導の
制度化について
5. 特別支援教育総合プロジェクトタスク
フォースについて

-44-

次期学習指導要領改訂のスケジュール

特別支援学校の教育課程の基準として、特別支援学校学習指導要領等を定めている。

【学校教育法施行規則第129条】

特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

【これまでの経緯、今後の予定】

- ・ 26年11月 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）
- ・ 27年8月 教育課程企画特別部会 論点整理 取りまとめ
- ・ 27年11月～ 28年5月
特別支援教育部会で審議（主査：宍戸和成 国立特別支援教育総合研究所理事長）
- ・ 28年8月26日 「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」を公表
「特別支援教育部会における取りまとめ」を公表
- ・ 28年12月21日 「答申」を公表

【新教育要領・学習指導要領の実施】

- 幼稚園・幼稚部：平成30年度 小学校・小学部：平成32年度
中学校・中学部：平成33年度 高等学校・高等部：平成34年度 から年次実施

-45-

次期学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善



※高校教育については、些末な事象の知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を旨とした見直しを進める。

次期学習指導要領改訂の方向性

【特別支援学校の教育課程】

- 特別支援学校の教育課程についても、「**社会に開かれた教育課程**」の考え方や**資質・能力に基づく目標や内容の再整理等、今回改訂の共通の方向性に基づき改訂**。また、在籍する児童生徒の障害の状態の多様化に対応して、知的障害のある児童生徒のための各教科、自立活動、重複障害者等に対する教育課程の取扱いについて改善・充実。

■知的障害のある児童生徒のための各教科の改善・充実

- ✓育成を目指す資質・能力を踏まえ、目標や内容を整理
- ✓各段階共通で示している目標を、段階ごとに示す
- ✓小学部、中学部及び高等部の内容のつながりを整理。現行では一段階のみで示されている中学部に新たに第二段階を設ける
- ✓小学校における外国語教育の充実を踏まえ、児童の実態等を考慮の上、教育課程に外国語活動を加えることができるようにする
- ✓各教科について、小学校等の各教科の内容の改善を参考に、社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実を図る など

■自立活動の改善・充実

- ✓自己の理解を深め、自己肯定感を高めるとともに、得意不得意等に係る意思を表明する力を育み、主体的に学ぶ意欲を一層伸長する
- ✓実態把握から指導目標・内容の設定までの各プロセスをつなぐポイントをわかりやすく示す など

■重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する際の基本的な考え方をわかりやすく示す など

■幼稚園、小学部の段階から、**キャリア発達を促すキャリア教育の視点**を示す

【幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育】

- **インクルーシブ教育システムの構築を目指し**、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、**多様な教育的ニーズに対応できる学びの場を確保**。
- 中学校と特別支援学校との間での柔軟な転学や、中学校から特別支援学校高等部への進学などの可能性も含め、教育課程の連続性を十分に考慮し、子供の障害の状態や発達の段階に応じた組織的・継続的な支援を可能としていくことが必要。
- 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを、全ての教職員が理解できるよう、小・中・高等学校の各学習指導要領の総則において、**通級による指導や特別支援学級（小・中学校のみ）における教育課程編成の基本的な考え方を示していく**ことが必要。
- **通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒に対する指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成**。
- 高等学校における通級による指導の制度化に当たり、その単位認定の在り方を示す。
- 通常の学級においても、障害のある子供が在籍している可能性があることを前提に、**全ての教科等の学習過程において想定される困難さに対応した指導の工夫の意図や手立てを具体的に例示**。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を契機とした「心のバリアフリー」の推進の動向も踏まえ、**多様性を尊重する態度の育成や障害のある子供たちとの交流及び共同学習を重視**。

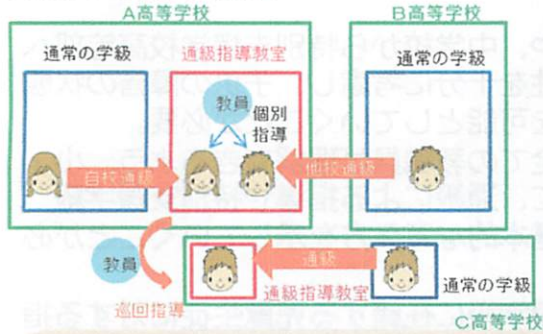
1. 特別支援教育の現状
2. 平成29年度特別支援教育関係事業の
予算額案について
3. 学習指導要領の改訂について
4. 高等学校における通級による指導の
制度化について
5. 特別支援教育総合プロジェクトタスク
フォースについて

高等学校における通級による指導の制度化の概要

小・中学校等においては、通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」が制度化されているが、高等学校段階においても同様の指導を行うことができるニーズが高まっているところ。本制度改正はこうしたニーズに対応するものである。

●通級による指導等を受けている児童生徒数
 平成5年度 平成27年度
 小学校 11,963人 80,768人
 中学校 296人 9,502人

●通級による指導の実施形態



●加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (3単位)	選択教科・ 科目 (41単位)	障害に 応じた 特別の 指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	-----------------------	-------------------------	----------

→ 授業時数が増加

●替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (3単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に 応じた 特別の 指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	-------------------	-------------------------	----------

※障害に応じた特別の指導：年間7単位まで

省令等の改正（公布：平成28年12月9日、施行：平成30年4月1日）

①省令（学校教育法施行規則）の改正

- 高等学校で障害に応じた特別の指導を行う必要がある者（※1）を教育する場合、**特別の教育課程**によることができる
 （※1）言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱（小・中学校と同様）

②告示の改正

- 障害に応じた特別の指導を**高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替える**ことができる
- 障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、**年間7単位（※2）を超えない範囲で卒業認定単位に含める**ことができる
 （※2）中学校の時数と同程度
- 小・中学校も含めた障害に応じた特別の指導の内容に係る規定の**趣旨を明確化**（※3）
 （※3）従来は「障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含む」と定められていたところ、**障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服**という本来の目的に照らし、**障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行う**ことができる趣旨であることを明確化

-50-

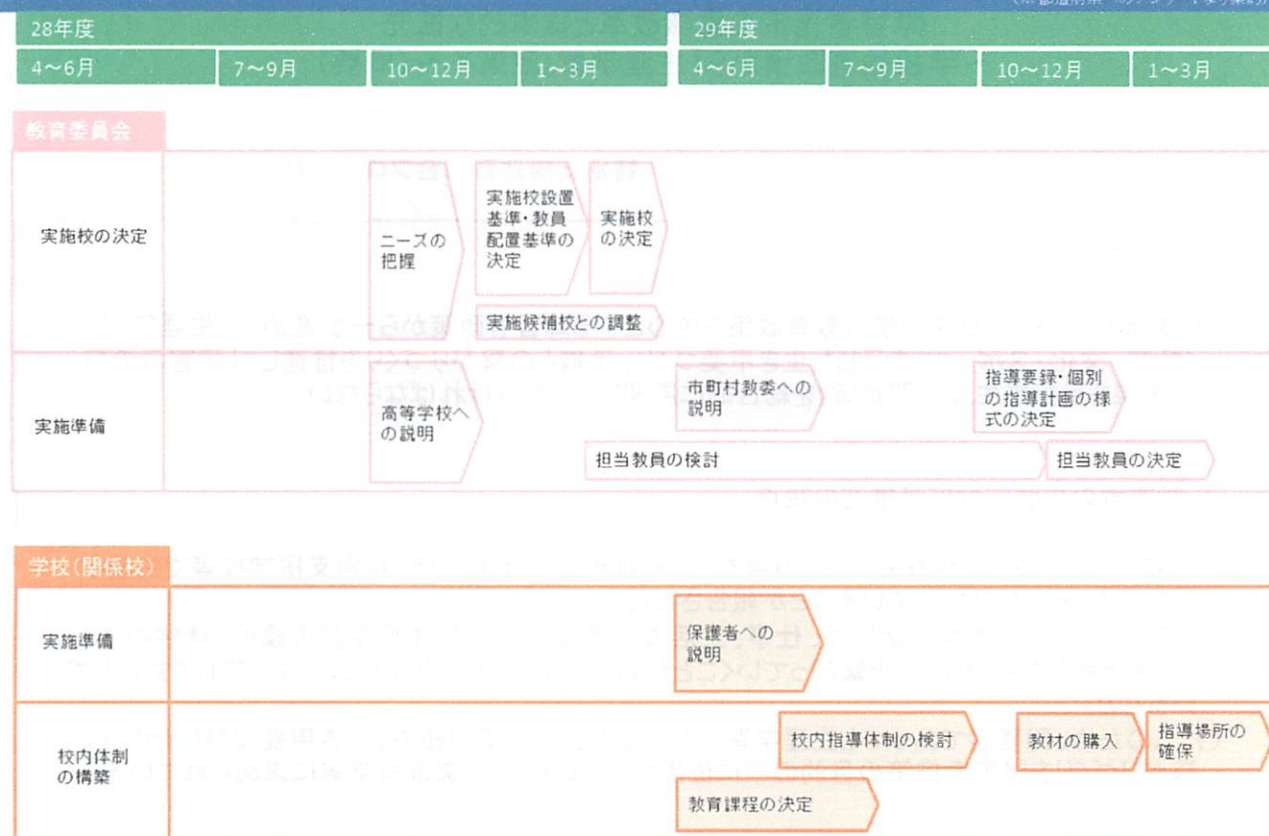
文部科学省における制度開始までの取組（予定）

	28年度				29年度			
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
省令・告示改正	パブリックコメント		公布通知					(施行はH30から)
各都道府県の実態把握	アンケート①		アンケート②		必要に応じてアンケート調査等を実施			
指導内容の研究・開発	モデル事業の実施							
		QA集の送付	指導内容・実施方法等に関する手引の作成		教育委員会・学校現場等への周知 → 必要に応じて更なる改訂			
	モデル事例分析		事例集の作成		教育委員会・学校現場等への周知			
教員等の専門性の向上等				(独)国立特別支援教育総合研究所における研修の実施(11月・3月)	(独)国立特別支援教育総合研究所における研修の実施(年3回)			
環境整備	教職員配置の規模の検討		関係省庁との協議		(H30から：通級指導担当教員の配置)			
	モデル事例分析		事例集の作成		教育委員会・学校現場等への周知			
説明会等	担当課長会議		制度改正説明会 実践事例報告会 (11月8日)		各種会議等での説明			

-51-

平成30年度から実施する場合に各教育委員会・学校において想定される取組

(※ 都道府県へのアンケートより集約)



-52-

1. 特別支援教育の現状
2. 平成29年度特別支援教育関係事業の予算額案について
3. 学習指導要領の改訂について
4. 高等学校における通級による指導の制度化について
5. 特別支援教育総合プロジェクトタスクフォースについて

-53-

文部科学省が所管する分野における
障害者施策の意識改革と抜本的な拡充
～学校教育政策から「生涯学習」政策へ～(概要)

平成28年12月14日
特別支援教育総合プロジェクトタスクフォース

1. はじめに

- 文部科学省が、従来の学校教育政策を中心とする障害者政策から一歩進めて、生涯学習(教育、文化、スポーツ)を通じた生き甲斐づくり、地域との繋がりづくりを推進し、「障害者の自己実現を目指す生涯学習政策」を総合的に展開していかなければならない。

2. 障害者の生涯学習施策推進の視点

- タスクフォースで、現在も、生活の場である福祉施設や仕事の間、特別支援学校等で生涯学習的活動施策が行われていることが報告された。
- これは、人の豊かな生活には、仕事、生活の保障のみならず、生涯学習の環境、体験の中から、生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となるため、現場がニーズに応じて対応しているもの。
- このため、障害者であっても生涯学習を享受できるように取り組み、生き甲斐づくり、地域との繋がりづくりを障害者施策の目的の中に位置づけていくことが文部科学省に求められている。

-54-

3. 文部科学省において取り組むべき課題について

(1) 障害者の学びを総合的に支援するための企画立案部門の創設

- 文部科学省の障害者施策の意識改革と抜本的な拡充の旗手として、生涯学習政策局に「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置し、省横断的な推進体制を確立するとともに、速やかに「障害者学習企画室」(仮称)を置くことを目指す。

(2) 生涯を通じた学び、文化・スポーツ等において取り組むべき課題について

- 学校教育外における障害者の学習機会の充実に向けて、特別支援学校も含めた「地域学校協働活動」の推進、「障害者青年学級」や「オープンカレッジ」など様々な主体により実践されてきた学習モデルの普及等に取り組む。
- 障害者の芸術の鑑賞機会の充実等を行うとともに、特別支援学校への芸術家を派遣する事業等により障害者が芸術活動に取り組む裾野を拡大。また、優れた才能を伸ばしていくため、障害者の芸術の公演や展覧会等の発表の機会の充実を図る。
- 「Special プロジェクト2020」に向けた取組を加速させ、「障害者スポーツ・文化週間」(仮称)等をプロモートしていく。

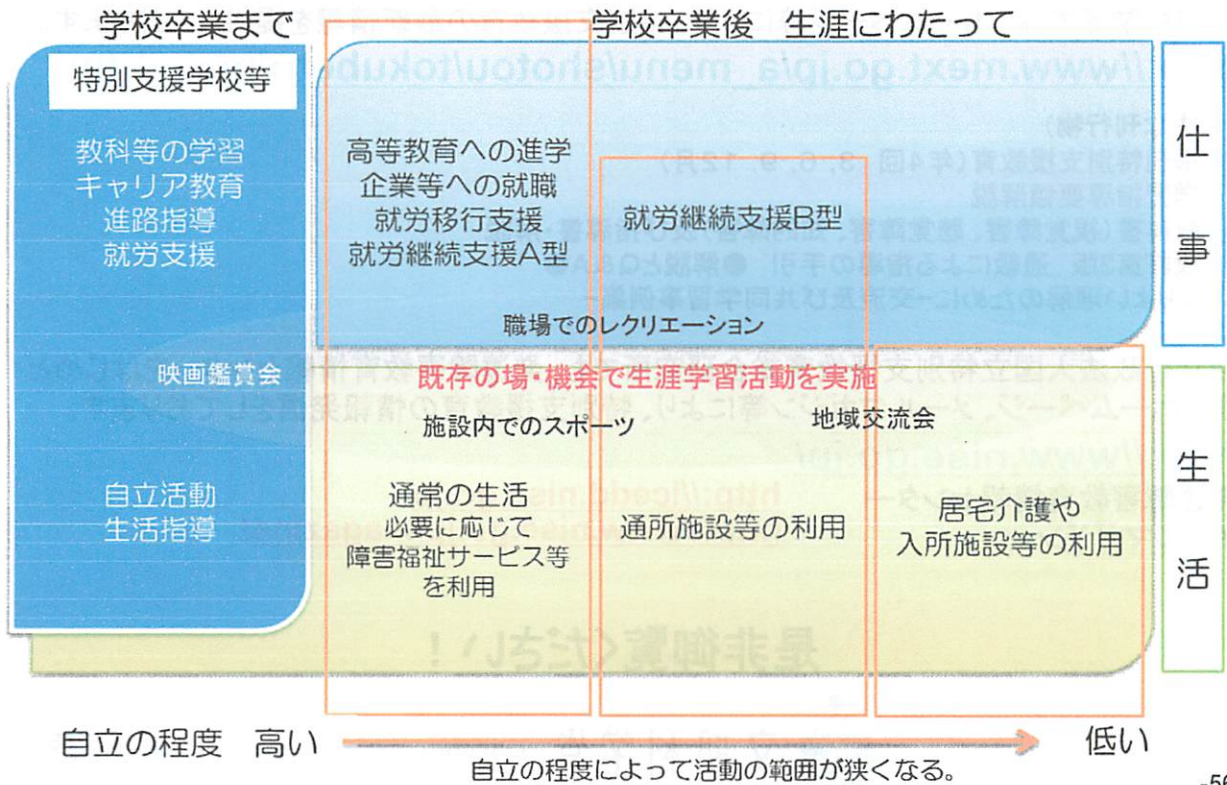
(3) 教育分野において取り組むべき課題について

- 特別支援学校における障害のある子供たちのキャリア教育の充実、生涯学習を奨励するとともに、学校と卒業後の進路や生涯学習の活動の間との連携の促進に取り組む。
- 大学等において、特別支援学校との接続の推進や、支援の中核的拠点を整備する等により、障害のある学生の支援体制を充実するとともに、各大学の障害のある学生の支援情報の積極的な情報提供を促進する。また、障害のある学生への支援を補助する学生の組織化・養成を促進する。

-55-

これまでの障害者施策

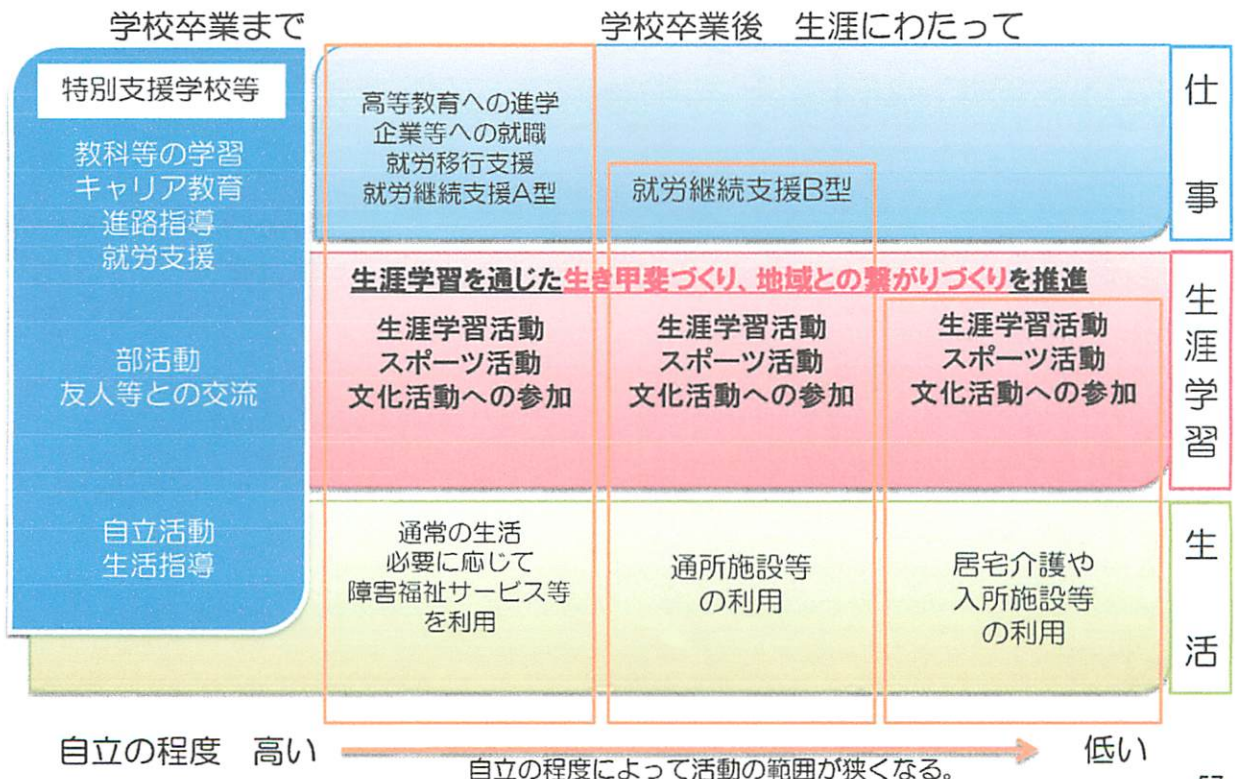
障害者の生活を保障し、就労の場を確保・拡充する政策を中心に展開。卒後の学習活動、文化活動、スポーツ活動といった**障害者の生涯学習ニーズは、仕事や生活の場、卒業校等が対応。**



-56-

今後の障害者施策

従来の学校教育政策を中心とする障害者政策に留まらず、**生涯学習を通じた生き甲斐づくり、地域との繋がりづくりを推進し、「障害者の自己実現を目指す生涯学習政策」**を総合的に展開。



-57-

お知らせ

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

(主な刊行物)

季刊特別支援教育(年4回 3, 6, 9, 12月)

学習指導要領解説

教科書(視覚障害、聴覚障害、知的障害)及び指導書・解説

改訂第2版 通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のために-交流及び共同学習事例集-

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育情報センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

<http://www.nise.go.jp/>

発達障害教育情報センター

<http://icedd.nise.go.jp>

メールマガジン

<http://www.nise.go.jp/magazine/>

是非御覧ください！



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN